

改正

平成22年3月19日条例第7号

山形県地方港湾審議会条例をここに公布する。

山形県地方港湾審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条の2第2項の規定により、同条第1項の規定により置かれた地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 地方港湾審議会の名称は、山形県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）とする。

(所掌事務)

**第3条** 審議会は、知事の諮問に応じ、法第2条第2項に規定する重要港湾及び地方港湾に関する次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第3条の3第1項及び第8項に規定する港湾計画に関すること。

(2) 法第43条の5第1項に規定する港湾環境整備負担金に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、港湾の開発利用、保全及び管理に関する重要事項に関すること。

(組織)

**第4条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 港湾において事業を行う者

(3) 関係市町村長

(4) 国の地方行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。